|  |
| --- |
| **２０１８．バンニング情報取消し** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＶＡＣ | バンニング情報取消し |

１．業務概要

「バンニング情報登録（コンテナ単位）（ＶＡＮ）」業務、「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（ＶＡＥ）」業務または「バンニング・ＣＹ搬入情報登録（ＶＡＨ）」業務（以下、「ＶＡＮ業務等」という。）で登録した内容について、コンテナ番号に関連付けられた複数の輸出管理番号等＊１の一括取消し（以下、「コンテナ番号単位の一括取消し」という。）、輸出管理番号等に関連付けられた複数のコンテナ番号の一括取消し（以下、「輸出管理番号等単位の一括取消し」という。）、コンテナ番号に関連付けられた輸出管理番号等のうち１輸出管理番号等の取消し（以下、「輸出管理番号等の取消し」という。）、及び輸出管理番号等に関連付けられた複数のコンテナ番号のうちの１コンテナ番号の取消し（以下、「コンテナ番号の取消し」という。）を行う＊２。なお、システム参加保税地域等＊３でされたバンニング情報登録の場合には、搬出の取消しも併せて行う。

（＊１）輸出管理番号等とは、輸出管理番号またはＢ／Ｌ番号（仮陸揚貨物）をいう。

（＊２）区別は下表の通り、入力項目によって判別する。

（＊３）システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域と「他所蔵置許可申請（ＴＹＣ）」業務または「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務で登録された他所蔵置場所をいう。なお、システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

○：入力

×：未入力

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  入力項目 | 「コンテナ番号単位の一括取消し」 | 「輸出管理番号等単位の一括取消し」 | 「輸出管理番号等の取消し」＊４ | 「コンテナ番号の取消し」 |
| コンテナ番号 | ○ | × | ○ | ○ |
| 輸出管理番号等 | × | ○ | ○ | ○ |

（＊４）コンテナ番号に１輸出管理番号等が関連付けられている場合を含む。

２．入力者

通関業、保税蔵置場、輸出入者、ＮＶＯＣＣ、海貨業

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②バンニング場所がシステム参加保税地域の場合は、当該バンニング場所を管理する利用者であるか、またはＶＡＮ業務等を行った利用者であること。

③バンニング場所がシステム参加保税地域以外の場合は、ＶＡＮ業務等を行った利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）コンテナ情報ＤＢチェック

入力されたコンテナ番号（コンテナ番号の入力がない場合は、入力された輸出管理番号等に関連付けられたコンテナ番号）に対して、以下のチェックを行う。

①コンテナ番号及びバンニング場所コードに対するコンテナ情報ＤＢが存在すること。

②コンテナ番号に対してＶＡＮ業務等がされていること。

③「輸出管理番号等単位の一括取消し」、「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」の場合は、当該コンテナ情報ＤＢに入力された輸出管理番号等が登録されていること。

④「コンテナ番号単位の一括取消し」、「輸出管理番号等単位の一括取消し」または「コンテナ番号の取消し」の場合は、コンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢに登録されている経由地でのバンニングがされていないこと。

⑤「輸出管理番号等の取消し」の場合で、複数保税地域でバンニングされている場合は、入力されたコンテナ番号及びバンニング場所コードに係るコンテナ情報ＤＢに輸出管理番号等が２件以上登録されていること。

⑥「コンテナ番号単位の一括取消し」または「輸出管理番号等単位の一括取消し」の場合は、「ＣＹ搬入確認登録（ＣＹＡ）」業務がされていないこと。

⑦「コンテナ番号の取消し」の場合で、ＣＹＡ業務が行われている場合は、複数保税地域でバンニングされていないこと。

⑧「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」の場合は、「ＣＹ搬出確認登録（ＣＹＯ）」業務がされていないこと。

⑨「船積情報登録（ＣＬＲ）」業務により船積処理がされていないこと。

（４）貨物情報ＤＢチェック

入力された輸出管理番号等（輸出管理番号等の入力がない場合は、入力されたコンテナ番号に関連付けられた輸出管理番号等）に対して、以下のチェックを行う。

（Ａ）共通チェック

①輸出管理番号等に対する貨物情報ＤＢが存在すること。

②コンテナ番号に対するＶＡＮ業務等がされていること。

③ＶＡＮ業務等がされた後に輸出申告または積戻し申告がされていないこと。ただし、保税地域等に搬入される前に輸出申告等が行われた（以下、搬入前申告という。）貨物（搬入後処理未済）、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物を除く。

④「コンテナ番号の取消し」の場合は、入力された輸出管理番号等に係る貨物情報ＤＢに、当該バンニング場所コードに対するコンテナ番号が２件以上登録されていること。

⑤貨物手作業移行されていないこと。

⑥ＶＡＮ業務等がされた後に「貨物取扱登録（改装・仕分け）（ＳＨＳ）」業務により仕分子となっていないこと。

⑦輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

（Ｂ）コンテナ情報ＤＢに登録されている搬入先または経由地がシステム参加保税地域等以外である場合

①特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物以外の場合は、数量変更にかかる輸出許可内容変更申請中でないこと。

②特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物以外の場合は、「許可・承認等情報登録（輸出通関）（ＰＡＥ）」業務がされていないこと。

③事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

④貨物取扱登録がされていないこと。

（Ｃ）「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」の場合で、ＣＹＡ業務がされている場合

①輸出貨物または積戻し貨物であること。

②保税運送されてきた貨物でないこと。

③ＣＹに搬入後、輸出申告または積戻し申告がされていないこと。ただし、搬入前申告済貨物（搬入後処理未済）を除く。

④輸出等申告中でないこと。ただし、搬入前申告済貨物（搬入後処理未済）を除く。

⑤数量変更にかかる輸出許可内容変更申請中でないこと。

⑥ＣＹに搬入後、ＰＡＥ業務がされていないこと。ただし、輸出貨物に対して、以下の登録がされている場合を除く。

・輸出取止再輸入許可

・特例輸出貨物の輸出許可取消

・輸出等申告撤回

⑦事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑧貨物差止め登録がされていないこと。

⑨貨物取扱登録がされていないこと。

⑩貨物取扱許可申請がされていないこと。

⑪見本持出許可申請がされていないこと。

⑫ＰＳＨ業務により、以下の登録がされていないこと。

・亡失届受理

・滅却承認

・現場収容

・税関内収容

・その他の搬出承認

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）コンテナ情報ＤＢ処理

①コンテナ番号に対するコンテナ情報ＤＢの貨物情報に取り消した旨を登録する。

②当該コンテナ番号に対してＣＹＡ業務がされていない場合で、関連付けられている輸出管理番号等が存在しない場合は、コンテナ情報ＤＢに削除表示を設定する。

（３）貨物情報ＤＢ処理

①入力されたバンニング場所コードに係るコンテナ番号のバンニング情報を取り消す。

②バンニング場所がシステム参加保税地域等の場合は、搬出した旨を取り消す。

（４）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（５）注意喚起メッセージ出力処理

①「輸出管理番号等単位の一括取消し」の場合で、入力された輸出管理番号等にコンテナ番号が２件以上関連付けられている場合は、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、後述７．（１）を参照。

②以下の条件をすべて満たすとき、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、後述７．（２）を参照。

・「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」である。

・コンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が１０１件以上存在する。

③以下の条件をすべて満たすとき、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、後述７．（３）を参照。

・「コンテナ番号単位の一括取消」である。

・コンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が１０１件以上存在する。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| コンテナ通知訂正情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「輸出管理番号等の取消し」、「輸出管理番号等単位の一括取消し」または「コンテナ番号の取消し」で取り消されたコンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が存在する  （２）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されてない  （３）コンテナ情報ＤＢに登録されている搬入先がシステム参加保税地域である | 搬入先の保税地域 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「輸出管理番号等の取消し」で取り消されたコンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が存在する  （２）コンテナ番号に対してＣＹＡ業務がされている  （３）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されていない | コンテナが蔵置されているＣＹ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「輸出管理番号等の取消し」、「輸出管理番号等単位の一括取消し」または「コンテナ番号の取消し」で取り消されたコンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が存在する  （２）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されてない  （３）コンテナ情報ＤＢに登録されている船会社がシステムに参加している | ブッキング船会社 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「輸出管理番号等の取消し」、「輸出管理番号等単位の一括取消し」または「コンテナ番号の取消し」で取り消されたコンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が存在する  （２）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されている  （３）コンテナ情報ＤＢに登録されている経由地がシステム参加保税地域である | 経由地の保税地域 |
| コンテナ通知取消情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）取り消されたコンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が存在しない  （２）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されてない  （３）コンテナ情報ＤＢに登録されている搬入先がシステム参加保税地域である | 搬入先の保税地域 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」で取り消されたコンテナ番号に対して関連付けられた輸出管理番号等が存在しない  （２）コンテナ番号に対してＣＹＡ業務がされている  （３）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されていない | コンテナが蔵置されているＣＹ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）取り消されたコンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が存在しない  （２）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されてない  （３）コンテナ情報ＤＢに登録されている船会社がシステムに参加している | ブッキング船会社 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）取り消されたコンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が存在しない  （２）コンテナ情報ＤＢに経由地が登録されている  （３）コンテナ情報ＤＢに登録されている経由地がシステム参加保税地域である | 経由地の保税地域 |
| 他所蔵置搬出取消通知情報 | 入力されたバンニング場所が他所蔵置場所である場合 | 他所蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |
| 搬出通知情報  （コンテナ単位） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）バンニング場所がシステム参加保税地域で、当該保税地域があらかじめシステムに登録している通関業または海貨業が入力者である  （２）「コンテナ番号単位の一括取消し」、「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」である | バンニング場所の保税地域 |
| 搬出通知情報  （輸出管理番号単位） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）バンニング場所がシステム参加保税地域で、当該保税地域があらかじめシステムに登録している通関業または海貨業が入力者である  （２）「輸出管理番号等単位の一括取消し」である | バンニング場所の保税地域 |
| エラー通知情報（輸出管理番号情報） | 「コンテナ番号単位の一括取消し」の場合で、取り消されたコンテナ番号に対して関連付けられた輸出管理番号等が１０１件以上存在する場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）「輸出管理番号等単位の一括取消し」の場合

「輸出管理番号等単位の一括取消し」の場合で、入力された輸出管理番号等にコンテナ番号が２件以上関連付けられている場合は、コンテナ番号単位に、「コンテナ通知訂正情報」の多量の出力処理を行うため、後述の処理の流れとなる。

①入力チェック処理及びＤＢ処理をした後、処理結果通知等の出力処理を行う。なお、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

②コンテナ番号単位に処理を分割し、「コンテナ通知訂正情報」の出力処理を行う。

（２）「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」の場合

「輸出管理番号等の取消し」または「コンテナ番号の取消し」の場合で、コンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が１０１件以上存在する場合は、多量の輸出管理番号等を処理するため、以下の処理の流れとなる。

①入力チェック処理及びＤＢ処理をした後、処理結果通知等の出力処理を行う。なお、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

②多量の輸出管理番号等に対して、一定の小さな処理単位に分割して「コンテナ通知訂正情報」、「搬出通知情報（コンテナ単位）」の出力処理を行う。

（３）「コンテナ番号単位の一括取消し」の場合

「コンテナ番号単位の一括取消し」の場合で、コンテナに対して関連付けられた輸出管理番号等が１０１件以上存在する場合は、多量の輸出管理番号等を処理するため、以下の処理の流れとなる。

①入力チェック処理及びＤＢ処理をした後、処理結果通知等の出力処理を行う。なお、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

②多量の輸出管理番号等に対して、一定の小さな処理単位に分割して貨物情報ＤＢチェックやＤＢ処理等の内部処理を行う。

③すべての輸出管理番号等に対する内部処理が完了した後、搬出確認通知（コンテナ単位）等の出力処理を行う。

④内部処理で貨物情報ＤＢチェックに合致しなかった輸出管理番号等が存在する場合は、すべての貨物情報ＤＢチェック終了後に一括してエラー輸出管理番号等としてエラー通知情報（輸出管理番号情報）を出力し、処理を終了する。